

専金
工事
地払
被災
被前

引き上げ特例を継続 国交省 請負額10分の5以内

国土交通省は、11年4月の10分の5以内」に引き

月から東日本大震災の被災地の直轄工事で運用している前払金の引き上げ

特別措置を13年度も継続する。復興工事に当たる建設業者の着工資金確保

を円滑化し、迅速な復興につなげるのが狙い。

特別措置では、通常工事では「請負金額の10分の4以内」とされている前

払金の割合を「請負金額の10分の5以内」に引き上げる。

特別措置の期間は13年度内とし、東日本大震災

で災害救助法が適用された岩手、宮城、福島、青森、茨城、

栃木、千葉、長野、新潟の6県の一部市町村で行われる工事が対象となる。

栃木、千葉、長野、新潟の6県の一部市町村で行われる工事が対象となる。

前金払の特例継続

被災地対象に国交省

国土交通省は1日、東日本大震災の被災地を対象に2011年4月から措置している国発注工事における前金払の特例を、13年度も継続すると発表した。

国発注工事の前金払の割合を請負金額の10分の5以内とするほか、中間前金払の対象工事を請負金額300万円以上とする。対象地域は被災3県（岩手、宮城、福島）の全市町村や千葉県や茨城県など災害救助法が適用された区域。

特例は被災地の復旧・復興工事の本格化を受け、円滑で適正な施工確保を促す目的で措置している。

前金払の割合は、原則、請負金額の10分の4以内であり、中間前金払の対象は請負金額1000万円以上でかつ工期150日以上の工事。